

韓国ベンチャーの特徴と地方化推進戦略

- ベンチャー企業育成政策の成果と限界 -
(韓国経済システム研究シリーズ No.7)

富山国際大学地域学部
高橋 哲郎

2004年11月

環日本海経済研究所
(ERINA)

韓国ベンチャーの特徴と地方化推進戦略

- ベンチャー企業育成政策の成果と限界 -

富山国際大学 地域学部

高橋 哲郎

(要旨)

1997年の金融危機以降、今後の韓国経済を担う新しい企業の発生や知識集約型産業への転換が強く意識されるようになった。特にベンチャー企業への政策的支援が強化された。

本稿では韓国におけるベンチャー企業育成政策に注目し、その成果と問題点を中心に検討した。政府による積極的なベンチャー育成政策は、1997年8月に制定された「ベンチャー企業育成に関する特別措置法」(以下、「ベンチャー特別法」と略す)が根拠法となっており重要である。同法の主要内容を考察した。同法により支援対象のベンチャー企業を政府が認定(確認)する「ベンチャー企業確認制度」が導入された。政府が認定し、「確認」したベンチャー企業に手厚い政策支援が施行されている。まさにこの制度が韓国ベンチャーを特徴づけている。その功罪について論じた

ベンチャー企業育成政策が推進された当初、韓国社会でベンチャー企業が成功できる環境があると考えた人はほとんどいなかった。積極的なベンチャー政策によりベンチャー創業できるという雰囲気醸成し、制度整備及び規制緩和など多様な施策により、ベンチャー企業の創業及び成長に大きく貢献した点は高く評価できる。これまでの生計型創業が中心だった社会風土から起業家型創業へと、創業活力の質的な改善に大きく寄与したといえよう。

しかし、他方ではベンチャー確認制度導入直後から、政府系シンクタンクの研究者など多方面から過度な支援需要を誘発しているとの批判が強く続けられてきた。そうした批判を受け、2002年にはベンチャー特別法が改正され、ベンチャー確認基準が強化された。

続いて、『2003年度ベンチャー企業精密実態調査』を中心に韓国ベンチャーの現状を考察した。ベンチャー企業の現状を、企業数、業種分布、地域別分布、成長速度、技術水準資金事情および創業者の特性など様々な角度から明らかにした。

では、地域経済活性化に果たすベンチャー企業育成策の役割を検討した。「地域革新システム」の構築という視点からテクノパークを中心に地方でのベンチャー集積について考察した。具体的事例として、大邱テクノパークと慶北テクノパークの六年余にわたる事業の成果を考察した。両テクノパークは導入段階、発展段階を経て、現在自立段階にさしかかっている。地域革新システムのハード面の要素を完備してきたといえる。

むすびとして二点指摘した。第一に今後のベンチャー活性化には企業家型ベンチャー創業(entrepreneurial startups)の活性化とベンチャーキャピタル産業の発展が必要不可欠である。特に技術・創業・資本間の相互連携を強化する必要がある。

第二に地域の実質的な産業ニーズに根をはった事業構造を創り出さなければならない。そのためには産学官や外国企業とのネットワーク(リンケージ)づくりが重要であることを指摘した。

問題の所在

1997年の金融危機以降、韓国経済はこれまでの大企業（財閥）主導の経済発展方式が限界を呈しはじめ、経済の根本的な構造改革に取り組むこととなった¹。財閥に代わって今後の韓国経済を担う新しい企業の発生や知識集約型産業への転換が強く意識されるようになった。特に「知識基盤経済」への移行の牽引役としてベンチャー企業への政策的支援が強化された。

本章では韓国におけるベンチャー企業育成政策に注目し、その成果と問題点を中心に検討する。欧米のベンチャー企業とは異なり、政府による積極的な育成政策が韓国ベンチャーを特徴づけていると考えるからである。その画期となったのは、1997年8月に制定された「ベンチャー企業育成に関する特別措置法」（以下、「ベンチャー特別法」と略す）である²。同法により本格的な支援体系を整えられた。同法により、支援対象のベンチャー企業を政府が認定（確認）する「ベンチャー企業確認制度」が導入された。同制度はベンチャー企業を政府が認定するという韓国独自の制度である。「確認」されたベンチャー企業に手厚い政策支援が施行され、これが韓国でベンチャーブーム³が起きた一因ともなった。同時に同制度は後述する問題点も指摘されている。

以下、次のような構成で韓国ベンチャーについて考察する。では、韓国ベンチャー政策の最重要の根拠法となっている「ベンチャー特別法」を中心にベンチャー政策を検討する。特に「ベンチャー企業確認制度」については韓国ベンチャーを特徴づける制度であり詳しく検討する。

続いてで、『2003年度ベンチャー企業精密実態調査』⁴を中心に韓国ベンチャーの現状を考察する。

では、地域経済活性化に果たすベンチャー企業育成策の役割を検討する。「地域革新システム」の構築という視点からテクノパークを中心に地方でのベンチャー集積について考察する。

最後に韓国ベンチャーの特徴と今後の展望を述べて結びとしたい。

・ベンチャー政策の特徴 - ベンチャー確認制度を中心に -

- 1 「ベンチャー企業育成に関する特別措置法」について

一般的にベンチャー企業とは、知識集約的な革新的中小企業であると言える。強いアントレプレナーシップ（起業家精神）を持ち続ける企業家によってリードされることを特徴とする⁵。世界各国でベンチャー企業振興のための施策は数多く実施されているが、ベンチ

¹ 金融、企業、労働市場、公企業（民営化）という四つの改革を軸として行われた。

² 同法が制定された1997年8月は金融危機発生以前であり、金泳三政権下で準備立案された法律であることに注意しておきたい。

³ KOSDAQ（韓国の店頭市場）のベンチャー指数は1999年3月10日に77.46ポイントであったが、2000年3月9日は約1.0倍の787.46ポイントに上昇した。しかし2000年末には91.53ポイントに下落した。チョドヒ[2002]『ベンチャー産業の成果と課題』pp19-20 参照。

⁴ 中小企業庁[2003]『2003年度ベンチャー企業精密実態調査』。1999年から毎年1回「確認ベンチャー企業」を対象に実態調査が行われている。

⁵ ベンチャー企業の定義はさまざまなものが存在するが、柳は以下のように定義している。「高い志と成功意欲の強いアントレプレナー（起業家）を中心とした、新規事業への挑戦を行う中小企業で、商品、サービス、あるいは経営システムにイノベーションに基づく新規性があり、さらに社会性、独立性、普遍性

チャー企業を法的に定義している韓国のような国はなく、韓国独自の制度だといえる⁶。「ベンチャー特別法」に定められた定義によりベンチャーの認定が行われている。

同法はベンチャー企業育成基盤の構築のための資金・人材(特に技術者)・立地供給の円滑化などを主な目的としており、2007年までの10年間の時限立法である。これが有効に機能し効果を発揮するために、政策対象となる企業を明確にする必要があり「ベンチャー確認制度」が導入された。核心内容は一言でいえば政府が中小企業のなかで一定条件をそろえたベンチャー企業を支援対象として選定(確認)し、確認ベンチャー企業に対し資金、技術、人材、立地などを集中支援するために制定された法律である。従って、「ベンチャー特別法」に基づいたベンチャー政策はベンチャー企業に対する投融資政策資金、立地、技術、人材などの機能別直接支援政策である。主要内容は表1-1のとおりである。

- 2 ベンチャー確認制度

- 2-1 制度の概要

ベンチャー企業確認制度の確認類型別要件を簡単に整理してみれば表1-2のとおりである。確認要件は2002年11月に改正され、現在は大きく分けて3つに分類される。

- (1) ベンチャーキャピタル⁷が投資した企業(ベンチャーキャピタル投資企業)
- (2) 売上高に対して研究開発費が高い企業(研究開発投資企業)
- (3) 特許権などの技術を用いて事業化した企業(新技術企業)

改正前までは表1-3のとおり4分類であったが、2002年11月に改正され3分類となった⁸。改正点をまとめてみると、表1-4のとおりである。確認要件を技術および経営革新能力に対する評価中心の2段階評価に改編し、類型別基準要件もベンチャーキャピタル投資企業に対する投資保有期間(6月)設定、研究開発投資企業に対する最小研究開発費(5,000万ウォン)設定、そして新技術企業では実用新案権が認定対象からの除外など、大幅に強化した。

ベンチャー企業確認手続きは図1-1のとおりである。

第一段階としてベンチャー企業確認は、ベンチャーネット(<http://www.venturenet.or.kr>)にアクセスして、革新能力診断票による自己診断と経営実態調査書を作成し、ベンチャー

を持ち、矛盾のエネルギーにより常に進化し続ける起業」柳孝一[2004]『ベンチャー経営論』、p19。

⁶ ソンソミ[2001]『韓国のベンチャー 評価と展望』、チヨドヒ[2002]参照。

⁷ 韓国には、ベンチャーキャピタル会社は中小企業創業投資会社(Start-up Investment Companies:SICs)と新技術事業金融会社(New Technology Financing Companies:NTFCs)

の二種類あり、中小企業創業投資会社が代表的である。これらベンチャーキャピタルは法令にもとづいて政府に登録し、租税支援など多様な政府の支援を受けている2003年現在、中小企業創業投資会社117社、新技術金融会社が19社である。それぞれ投資ファンドを結成してベンチャー企業に投資するのが一般的である。中央政府の出資(中小企業庁、情報通信部、産業資源部、文化観光部)、公共年金や一部地方自治体も出資している。

⁸ 「新技術企業」は旧分類の売上額基準の代わりに、ベンチャー企業評価機関の評価を追加したので、旧分類の「ベンチャー評価優秀型企業」の名称変更と考えるほうが理解しやすい。

企業確認申請をおこなう。

第二段階は申請企業に対し地方中小企業庁において革新能力および技術性を評価する評価機関を指定する。ベンチャー企業評価機関は革新能力と類型別要件に対する現場実体調査後に、地方中小企業庁に評価結果を通知する。評価期間は30日(ベンチャーキャピタル投資企業は15日)である。地方中小企業庁は評価結果を検討して、申請日から15日以内に(評価期間は除外)ベンチャー企業確認書を発給する。ベンチャー企業有効期間は2年(ベンチャーキャピタル投資企業は1年)となっている。ベンチャー企業評価機関は中小企業振興公団、技術信用保証基金のほか、産業技術評価院、韓国科学技術院など総計16の公的機関である⁹。

ベンチャー企業確認制度改正のねらいはベンチャー企業に認定されることによって得られる「恩恵」を目的とした実態のない“形だけのベンチャー¹⁰”を排除することにあった。改正の結果、政府確認ベンチャー企業数は表1-5のように、2001年末の1万1,392社に最高値を記録して以降、2002年からは減少傾向をみせている。

- 2 - 2 制度の問題点

ベンチャー企業確認制度はベンチャー政策の支援対象になるベンチャー企業を選別するための制度である。このような制度が必要な理由は韓国のベンチャー政策が基本的にベンチャー企業に対する直接支援の特性を持っているためである。

つまり、ベンチャー企業に対する資金供給、立地支援などの直接支援が中心である韓国ベンチャー政策は、支援対象となるベンチャー企業を選別する制度が必要とならざるをえない。これはあたかも、産業政策で特定産業を指定するのと同じ手続きといえる¹¹。

一方、韓国のベンチャー企業確認制度のような制度を他の国では見られないという事実は逆説的に、米国、日本、ドイツなどではベンチャー企業に対する直接支援方式のベンチャー政策に重点がおかれていないということを示唆する。すでに指摘したように、ベンチャー政策がベンチャー企業の直接支援に重点をおいているということはベンチャー企業の発展特性を反映していないという点で基本的な限界を示している。この点で、ベンチャー企業確認制度は政府主導の直接支援という韓国ベンチャー政策の特徴と限界を同時に反映しているといえるだろう。

だが、ベンチャー企業確認制度の限界にもかかわらず、他方では一般にはベンチャー企業概念さえなじみがうすかったベンチャー政策推進初期段階では、政府がベンチャー企業を公式確認して毎月市場に発表して、成功ベンチャー企業の事例を伝播する努力を遂行することによって、ベンチャー企業創業熱気を大きく高めることに寄与したと評価できる面もあ

⁹ 中小企業振興公団、技術信用保証基金、韓国科学技術院、韓国科学技術企画評価院、韓国デザイン振興院、韓国産業技術評価院、韓国保健産業振興院、情報通信研究振興院、韓国科学技術研究院、韓国科学技術情報研究院、韓国文化観光政策研究院、韓国ゲーム産業開発院、韓国電子取引振興院、韓国食品開発研究院、国防品質管理所、韓国文化コンテンツ振興院、計16機関である。韓国中小企業庁(<http://www.smba.go.kr>)参照。

¹⁰ 直訳すると「模様だけベンチャー」となる。チョドヒ[2002]。

¹¹ ソンソミは政府 - 企業間関係の視覚からみると、ベンチャー育成政策は過去の財閥育成政策と同じ脈絡にあると指摘している。ソンソミ[2001]、p.244。

る。

ただし、ベンチャー確認制度改正が行われたことが示すように、確認ベンチャー企業数が過度に増加するという問題点も強く指摘されてきた制度である。ベンチャー企業確認制度の最も大きい問題点は“形だけのベンチャー”が確認ベンチャー企業に多数含まれていたことである。これによって確認制度の選別機能に対する市場の信頼度が大きく弱め、確認制度に対する信頼度弱体化が、ベンチャー政策全般に対する信頼度を傷つける結果を招いたという指摘もある¹²。

- 3 政策の成果と課題

これまで述べたように、1997年にベンチャー特別法が制定されて以降、政府はベンチャー企業に対する資金供給、技術開発および人材支援、立地支援などを画期的に拡大してきた。その結果、ベンチャー政策はベンチャー特別法の目的であるベンチャー企業の創業促進に大きく寄与してきたと評価できよう。

しかし、支援実績が大きく増加したという事実だけで政策の成果を高く評価することはできない。韓国のベンチャー政策は、今後の発展のためにもベンチャー企業確認制度に対する批判とベンチャー政策が投融資政策資金支援に偏重して、過剰支援されているという批判に応える必要があり、実際その方向に動きだしているようである¹³。

韓国の政府系研究機関である産業研究院のチョドヒは現行ベンチャー政策の問題点として3点指摘している¹⁴。第一に現在のベンチャー政策はベンチャー企業に対する直接支援方式であり、ベンチャー企業の発展特性を十分に反映していないと指摘している。UCSD(University of California at San Diego)が推進したCONNECTプロジェクトを紹介し、韓国においても産学官のネットワーク化(Networking)とベンチャーの集積化(Clustering)への取り組みがあるものの、不足していると述べている。この点はテクノパークを取り上げ、後ほど検討する。

第二に、現在の韓国のベンチャー政策は投融資政策資金に対する政策需要を過度に誘発させる支援体系を形成し、投融資資金支援に偏重した過剰支援の問題を招いたと指摘している。創業3年未満の中小企業に対する創業資金融資が1998～2001年の4年間で総額1兆6,308億ウォンにのぼり、この他に創業投資組合(ベンチャーキャピタルファンド)に対する基金出資を通じた投資支援が4年間で180のファンドを結成し、6,292億ウォン出資している。また、技術信用保証基金のベンチャー型信用保証残額は1999年以後大きく増加し、2001年末現在8兆7,295億ウォンに達した。これは技術信用保証基金の総保証供給額の54.0%に達する。ベンチャー企業の創業支援政策資金規模にだけ限定しても、現行ベンチャー政策が資金支援に偏重され、過剰支援された可能性は非常に大きいと言える。なぜなら、

¹² 特に、ベンチャー企業確認制度に対する信頼度下落は公的評価機関が確認したベンチャー企業の比重が大きく増加し、より一層鮮明になったといえる。中小企業振興公団、技術信用保証基金など、公的評価機関から確認を受けたベンチャー企業の比重は1999年わずか11.6%だったが、2003年末には71.4%まで増加している。チョドヒ[2002]。

¹³ 政策資金供給の減少については、注22を参照されたい。

¹⁴ 前掲チョドヒ[2002]pp.209-218

現行ベンチャー政策は特に投融資政策資金に対するベンチャー企業の支援需要を過度に誘発させる支援体系を維持しているためだと指摘している。

第三に、技術支援施策とベンチャー政策間の政策連係が不足しているという問題点などを指摘している。韓国でも中小企業技術開発支援政策の一環として米国の SBIR (Small Business Innovative Research) 制度¹⁵をベンチマーキングした KOSBIR 制度を導入・運用し、産学研コンソーシアム支援事業にも相当力点を置いている。だが、まだ技術開発支援施策とベンチャー政策間に政策連係は不十分だとしている¹⁶。

・ 韓国ベンチャー企業の実態 - 『2003 年度ベンチャー企業精密実態調査』¹⁷を中心に -

- 1 ベンチャー企業の発展推移

韓国におけるベンチャーの実態は、1999 年より中小企業庁にて毎年行われている『ベンチャー企業精密実態調査』(以下、「実態調査」と略す)により知ることができる。ただし、調査対象はベンチャー確認制度により認定されたベンチャーに限定される¹⁸。

確認ベンチャー企業数の推移は前掲表 4 のとおりである。1998 年末には約 2 千社であったベンチャー企業数が 1999 年末には約 5 千社まで増加し、2,000 年末に 8,798 社と急速に増加した。その後ベンチャーブームは沈滞し、増加率こそ鈍化した。ベンチャー企業数は増え続け、2001 年末には 11,392 社に達した。

しかし、2002 年以後はベンチャー企業が減少しつつある。これには理由が二つ考えられる。ひとつは 1999～2000 年の期間中のベンチャーブーム期に投資された資金が回収難に陥るといふ、ベンチャーバブルが発生しベンチャー企業への資本誘致が難しくなり創業が減ったためである。もう一つは前述したように 2002 年 11 月「ベンチャー特別法」改正によりベンチャー企業の確認要件が強化されたためである。2003 年末現在、ベンチャー企業数は 7,702 社である¹⁹。

- 2 ベンチャー企業の類型

2003 年末現在、ベンチャー企業の確認類型をみると、ベンチャーキャピタル投資企業が 718 社(9.3%)、研究開発投資企業 1,483 社(19.3%)、新技術開発企業 5,501 社(71.4%)である。新技術開発企業が約 7 割を占めているが、これは前述したように旧 4 分類のひとつ、「ベンチャー評価優秀型企业」が新技術開発型企业に含まれたためである。ベンチャーキャピタル投資企業と研究開発投資企業が、それぞれ投資金額や投資期間、研究開発費額など、数

¹⁵ 1982 年の「中小企業イノベーション促進法」によって制度化されたもの。11 の省庁の研究開発予算の一部分を中小企業向けに振り向けることを義務づけている。清成忠男[1996]『ベンチャー・中小企業優位の時代』p.99。

¹⁶ 三点とも重要な指摘だが、現状は改善の方向に動き出していると筆者は考えている。

¹⁷ 2003 年 6 月末現在確認ベンチャー企業 8,238 社を対象にした全数調査。各地方中小企業庁が担当し、当該庁に登録しているベンチャー企業を担当調査した。主にインターネットを利用し、質問に答える形で行った。5,791 社から応答があり(回収率 70.3%)、このうち、5,760 社の回答を対照に分析したものである。中小企業庁[2003]pp.1-2。

¹⁸ そのため、必ずしも韓国ベンチャー全体を把握できる資料とはいえない。しかし、その点を考慮しても韓国ベンチャーの現状を知るうえで重要資料であることには変わりない。

¹⁹ 2003 年末現在の確認ベンチャー企業数については、大韓貿易投資振興公社(KOTRA)内に設置された、INVEST KOREA(<http://www.investkorea.org/>)発行資料より引用。

値的な基準が明確であるのに比べ、新技術開発企業はベンチャー評価機関の「評価」によって決定されるという点に特徴がある。

- 3 ベンチャー企業の業種分布²⁰

「実態調査」では、ベンチャー企業の業種を先端製造業、一般製造業、情報通信ソフトウェア、その他の4つに分類している²¹。

2003年度の業種別分布は表2-1のとおりである。先端製造業 33.9%(1935社)、ソフトウェア・情報通信サービス業 29.7%(1525社)、一般製造業 30.8%(1760社)、その他 8.5%(487社)である。より細分類で見ると、情報通信分野のソフトウェア開発が1,300社(22.8%)で最も比重が高い。この分野に急速に成長した企業が多い²²。次に比重が高いのが一般製造業に属する飲食料・繊維・非金属などの989社(17.3%)である。

- 4 ベンチャー企業の地域別分布

表2-2のとおり、ベンチャー企業の地域分布は首都圏(ソウル市、仁川市、京畿道)が4375社(76.0%)、首都圏以外の地域が1,385社(24.0%)であり、驚くほど首都圏に集中している。首都圏ではソウル市に2699社(46.9%)が集中しており、仁川・京畿道には1,676社(29.1%)が分布している。非首都圏では、嶺南圏が850社(14.8%)、首都圏を除いた中部圏が315社(5.5%)、湖南圏220社(3.8%)を占めている。ベンチャー企業が首都圏に集中するのは、地域別経済活動の規模に絶対的な格差が存在しているからであるが、ベンチャー企業にとってさらに大きな経営環境の格差があることを意味する。後述するベンチャー企業の地方化戦略が推進される背景には、地域間格差解消(縮小)という課題も大きい。

- 5 ベンチャーの成長速度

ベンチャー企業の設立年度をみると、1999年以後に設立された企業が50.7%を占めており、1998年以前に設立された企業が49.3%を占めている。ベンチャー企業の平均従業員は2001年に33.4名、2002年に37.5名、2003年に40.6名で、毎年わずかながら増加している。ベンチャー企業は大手企業やその他中小企業に比べて成長速度が一般的に早い。2002年度の製造業部門の売上高増加率が、大手企業の場合7.2%、中小企業の場合10.2%であったが、ベンチャー企業の場合は18.7%で、その他の企業形態に比べてかなり高かった。

- 6 ベンチャー企業の技術水準

ベンチャー企業が独自に評価する自社の技術水準をみると、世界唯一あるいは世界最高

²⁰ 以下の記述は、前掲中小企業庁[2003]『2003年度ベンチャー企業精密実態調査』に依拠している。

²¹ 一般製造業は機械類製造、金属類製造、石油化学製造、飲食料製造などが属する。先端製造業は通信装備製造、電気機器製造、精密機器製造などが属する。ソフトウェア・情報通信サービス業は情報処理およびコンピュータに代表されるITサービス分野のベンチャーである。この中には相当数のインターネットベンチャー企業が含まれている。その他業種は建設および流通、研究開発、その他サービス、農水産業などが属する。中小企業庁[2003]pp.29-31。

²² ウィルスワクチンプログラム開発で有名なアン・チョルス研究所などがあげられよう。

水準という回答が 50.8%に達した。韓国ベンチャー企業の技術部門におけるこのような自信感は、技術開発への投資を活発に行っていることに起因する。調査対象企業のうち、86.1%は、企業付設研究所あるいは研究開発専門部署を確保している。

- 7 ベンチャー企業の資金事情

ベンチャー企業の資金事情は比較的厳しい状況である。資金事情が良好であると回答した企業は 22.1%、普通であると回答した企業は 27.5%だが、難しいと回答した企業は 50.4%で半分を超えた。その原因は、2002 年の政策資金の活用が 2001 年と比べ、減少した点が大い²³。

- 8 創業者特性

創業者の年齢は 30 代 44.5%、40 代 39.5%となっており、二人に一人は 30 代で若手創業者が目立つ。また、年齢と業種別との関連では、30 代は「先端製造業」、「ソフトウェア・情報通信サービス業」、40 代は「先端製造業」、「一般製造業」において創業が多いといった関連がみられる。

次に、創業者の学歴をみると、最近、急速に高学歴化が進んでいることが分かる。2001 年調査では、創業者のうち修士・博士修了者が 33.8%だったが、2003 年調査では 36.6%に上昇している。同期間における博士号取得者の創業は 13.6%から 14.5%に増加している。このように、韓国ベンチャー企業の特徴のひとつは創業者が高学歴であるということである。創業者の専攻分野では、学位取得者が大半を占める「工学」専攻が過半数を占め、「経営・経済学」専攻の約 2 割を大きく上回っている。

以上まとめてみると、韓国ベンチャー企業は「新技術開発企業」が最も多く、創業者は 1998 年以後の新規創業企業が多い、先端製造業、ソフトウェア・情報通信サービス業が中心、30 代、40 代創業者が大半、大学院修了創業者の急速な増加、などといった特徴がみられる。

. 地方化推進戦略と集積化 - テクノパークを中心に -

- 1 地域革新戦略としての集積化

日本と同様、韓国においても経済のポータレス化、グローバル化により、国内市場と国外市場を隔てる障害は低くなってきている。国家単位ではなく、地域単位の経済に対する関心が高まっている。21 世紀の競争力の源泉である知識基盤経済を構築するにあたって、近年地域革新システム (Regional Innovation System) に関心が集まっている。地域単位の革新システムが有機的に全国単位に連結することによってこそ、国家全体の革新力を高めることができるという認識が広くいきわたってきた。地域の競争力が国家の競争力を高めるという議論は、日本の地域産業政策が産業クラスター形成戦略へ転換している点と重なる部分が多い²⁴。地域内に潜在している各種革新資源を発現させ競争力を高めるため、

²³ 2002 年の実態調査では回答のあったベンチャー企業の 44.5%にあたる 2,565 社が政策資金を活用していたが、2003 年の調査では、686 社(11.9%)のベンチャーが政策資金を活用するに留まっている。中小企業庁[2003]p.44。

²⁴ 産業クラスターに関する議論は山崎朗[2003]「地域産業政策としてのクラスター計画」石倉洋子他編『日

地域の企業および産業を中心に革新資源間のネットワークを構築し革新能力を高めなければならない。また、地域経済に対する関心が集まる重要な理由は、国家間比較優位の重要な源泉中のひとつが「産業集積²⁵」により競争力を高めることにある。

- 2 ベンチャー企業の地方化戦略

地方のベンチャー企業を育成するため、多様な施策が施行されているが大きく3つに分類できる²⁶。

第一はインキュベーション拠点の確保である。中小企業庁では創業保育センターの建設及び運営を支援している。2003年7月現在、361カ所、5,128社が入居している。大学付設が72.0%(260ヶ)で最も多く、続いて中小企業支援機関および協会などその他が21.9%(79ヶ所)、研究所付設が6.1%(22ヶ所)であった²⁷。情報通信部では韓国ソフトウェア振興院を通じ、ソフトウェア産業を発展させ、関連創業を活性化するためソフトウェア振興センターを設立し、運営を支援している。2000年11月末現在、23カ所運営している。

第二は研究開発拠点の確保である。産・学・研合同技術開発コンソーシアム事業、地域技術革新センター(TIC:Technology Innovation Center)支援事業、地域協力研究センター(RRC:Regional Research Center)支援事業、優秀研究センター(SRC:Science Research Center)およびERC:Engineering Research Center)支援事業がある。

第三は集積地造成である。現在、ベンチャー企業育成促進地区²⁸、テクノパーク、ベンチャー企業専用団地、都市先端産業団地、ソフトウェア振興団地がある。

次に節を改めてベンチャー企業地方化のインフラとして実態が形成されてきたテクノパークについて詳しくみることにする。

- 3 テクノパーク

韓国でのテクノパークとは産業技術団地を指している。韓国政府は、「ベンチャー産業強国」を目標に1998年から5年間、約5,200億ウォンという予算を投入し、地方自治体・大学と共同でテクノパーク(以降TPと略して記述する場合もある)を造成し、ベンチャー対象

本の産業クラスター戦略』有斐閣 pp175-210。同論文で指摘されている日本のクラスター計画の課題(県間競争、東京一極集中、省庁間関係)は、程度の差こそあれ韓国も同様の課題が指摘できよう。

²⁵ 産業集積とは、地理的に接近した特定の地域内に多数の企業が立地するとともに、各企業が受発注取引や情報交流、連携等の企業間関係を生じている状態をさす。中小企業庁編[2000]『2000年版中小企業白書』p.267。

²⁶ 以下の記述は中小企業庁・産業研究院[2000]『ベンチャー企業地方化推進戦略』pp.47-86を参照した。

²⁷ ヤンヒョンボン[2004]『創業保育政策の運用実態および発展方案』p.43。

²⁸ ベンチャー企業育成促進地区は、「ベンチャー企業特別法」に依拠し、以下の要件をすべて持つ地域として中小企業庁指定した地域である。

- ・ ベンチャー企業が密集していること
- ・ 大学または研究機関があること
- ・ 交通、通信、金融などの基盤施設が整っていること

ベンチャー企業が密集した地域をベンチャー企業促進地区に指定して、インフラを支援することによって韓国型シリコンバレーを造成しようという施策である。産業研究院[2001]『ベンチャー企業育成促進地区発展方案』p.3参照。

に、研究開発、教育・訓練、創業サポート、試験生産などの機能を担当し、2万社のベンチャー企業立ち上げの役割を受け持つ計画をつくった。その計画のひとつとして産業資源部は、TPをより体系的に支援するために「産業技術団地(TP)支援に関する特例法」を1998年9月に制定し、1999年4月に施行した。この法律の目的は、研究開発及びその成果の事業化と、関連する企業・大学・研究所等の人的・物的資源を一定地域に集積・連携させ、共同技術開発とその事業化及び、ベンチャー企業の創業を促進し、地方経済の活性化と国家競争力の向上に貢献することである。

政府は、地域の技術革新の拠点としての役割を担うTPのモデル事業として、大邱、慶北、光州/全南、仁川、安山、忠南の6地域に6つのTPを指定し、これらは1998年から財団法人として運営されている(2000年12月に釜山と浦項地域に2つのTPが追加指定された)。テクノパークの中で筆者がヒアリング調査をした大邱テクノパークと慶北テクノパークについて事業内容を見ることにする²⁹。

- 3 - 1 . 大邱テクノパーク - 新産業創出型 -

a.大邱テクノパークの設立目的

大邱TP(<http://www.ttp.org/>)は1998年7月に産業資源部から社団法人の設立認可を受けスタートし、1998年12月に財団法人に転換し本格的な事業を始めた。(財)大邱TPの母胎は慶北大学電子電気工学部(2001年より電子電気コンピュータ学部)である。慶北大学電子電気工学部は卒業生の数が1万2千人を超え、韓国IT産業へ数多くの優秀な人材を供給してきた。大邱地域で育った優秀な人材が大邱地域に残り、技術集約的ベンチャーを創業できるようなインセンティブと高度な知識を生かせる働き場づくりにTPは貢献している。事業予算は1998年から2002年までの5年間、中央政府250億ウォン、大邱市180億ウォン、参加大学260億ウォン及びその他の収益等により総額763億ウォンで計画されており、産・学・官が共同で参加する第3セクターの形態である。

大邱TPの第一の事業目的は、頭脳集約的で高付加価値製品を生産する都市型ハイテク産業の育成を通じての大邱市の産業発展にある。言い換えると、沈滞している大邱市の地域産業を再活性化させるべく技術、人材、資本、市場と世界のネットワークを生み出す「創出の泉」の役割を担うことである。大邱テクノパークが所在する韓国嶺南地域は、韓国経済発展の中心的役割を担ってきた。馬山自由輸出地域、亀尾電子団地、浦項鉄鋼団地、蔚山自動車/造船/重化学団地、昌原重工業団地、釜山軽工業、大邱繊維産業などがこの地域に立地し、まさに韓国製造業の生産基地であった。しかし、今日その多くは沈滞し、不況にあえいでいる。

大邱市は嶺南地域の各工団(工業団地)から1時間内の交通圏の中心に位置し、また嶺南地域の人材教育と文化の中心都市である。知識基盤時代を迎えた今、地域の伝統製造企業とベンチャー企業を結び付け、地域技術革新の中核機能を遂行するのが大邱テクノパー

²⁹ 2001年8月大邱テクノパーク、同年10月に慶北テクノパークをヒアリング調査した結果を中心に述べる。詳細は富山国際大学地域学部地域交流センター[2002]『富山・韓国・ロシアの産業及び交流の可能性研究調査』、高橋哲郎[2003]「韓国におけるベンチャービジネス育成の現状と富山県産業との交流のフィージビリティ」を参照されたい。ヒアリング調査以降の情報は、大邱テクノパーク事業副団長、徐正解(慶北大学教授)との議論および両テクノパークのホームページより入手した。

クの設定目的である。そこでまず、短期的事業目標としては世界で通用するスター・ベンチャーの創出を目指している。スター・ベンチャーが牽引し、いくつかの成功事例が出てくると地域産業の構造調整は自然に進展し、域外資源も流入し、活性化するとの考えからである。

b.大邱テクノパークとパイプラン（ Plan）

大邱広域市は人口 250 万、885km² の大きさの行政区域を持った大都市であり、3 つの川が（pie）字型を描きながら流れている。琴湖江に沿って南北の交通連携が成り、洛東江にそって繊維・機械の生産工団が位置している。新川に沿って都市の中心街が形成されている。大邱テクノパークが推進しているパイプランは、この 3 つの川の字型の形態に従い命名されたものであり 3 つの中心事業で成り立っている。3 つの中心事業とは、ベンチャーと技術の「創出」、先端と高付加の「生産」、人材とネットワークの「流通」である。

このパイプランに沿う形で大邱 TP 建設事業の 3 大柱は、東大邱ベンチャーバレーに立地する大邱ベンチャーセンター、城西テクノポリスに立地する大邱 TP ベンチャー工場、大学内に立地するスタートアップ企業支援の創業保育センターであり、2006 年には大部分が完成される。大邱ベンチャーセンターは大邱 TP の中心として、有望ベンチャーの発掘や成長支援事業を行い、戦略的提携の斡旋、新技術・新製品のテクノマート³⁰等を担当する。また、延べ面積 9000 坪規模の大邱 TP ベンチャー工場には先端のモノづくり系ベンチャーを入居させる予定である。大邱地域内のスタートアップ・ベンチャーは創業保育センターでまず支援を受け、第 1 段階の創業期を成功的に終わると、大邱ベンチャーセンターと TP 工場に入居し、第 2 段階の成長期における支援事業を受けて競争力のあるベンチャーとして成長するのである。現在まで約 250 社をインキュベートしているが、その半分程度が順調な成長であるという。大邱 TP を卒業したベンチャーは早くも 50 社を数え、そのうち 1/5 ずつがそれぞれ大幅成長か、現状維持か、友好的な M&A をされ、残り 2/5 は失敗したという。

c.テクノパーク財団の収益確保と自立問題

大邱 TP は初期設立段階において中央政府、地方政府及び地域大学の出資金と賃貸料、教育費、受託事業費などの財源で根を下ろし、若干の公益事業を遂行することができた。これからの本格的発展段階における財団の収益確保の問題については、中長期的に自ら収益モデルをつくり、その収益で公益事業を拡大できるよう準備をしなければならないとみられている。インキュベーション施設における空間賃貸料、装備・機器使用料、サービス手数料等の部分での収益額は少ない故に、今後の収益モデルとして有望なのは、市場開拓、技術取引、コンサルティング、投資金融、教育訓練、広報企画等の事業を遂行する営利企業を運営することであり、公益性の高い事業としては、インキュベーション事業、技術商業化センター、技術支援センター等の事業を遂行すべきであるとされている。大邱 TP が持つ無形の資源、つまり、ノウハウ、データベース、ネットワーク、パートナーシップ、信頼構築などが有形の資源より大きな価値を創出できる点に、今後の収益事業を行う際に着目すべき

³⁰ テクノマートとは、技術取引市場のことを指す。工業所有権の売買情報、共同研究パートナー情報など情報技術関連の取引を行う。

ポイントがある。

- 3 - 2 . 慶北テクノパーク - 地域密着型 -

a.沿革

慶北テクノパークの出発は 1994 年に遡る。慶尚北道と嶺南大学は 1994 年、慶山地域が韓国国内最大級の学園都市という点を活用し、産学官のネットワーク構築を通じた未来型の産業を育成するために先進国のサイエンスパークを模範とした「嶺南大学校テクノパーク造成計画」を作成した。これがその後慶北テクノパークへと名称が変わる。そして、産業資源部が同計画案を採択し、国家プロジェクトとして支援、全国 6 つのテクノパークのひとつとなった。

IT 産業育成を最重点に掲げる他の TP とは違い、繊維、機械などの地域特化産業にフォーカスを合わせる地域密着型テクノパークである。その実績は 2 年連続、産業資源部テクノパーク事業で優秀評価を受け、4 億ウォンの政府支援金を確保するなど、成果面で最も模範的という評価を受けている。

b.現状

慶北 TP は嶺南大学の広大な敷地（約 100 万坪）内に立地している。4 万 6 千坪の敷地に 1998 年から 2003 年まで 5 ヶ年事業で推進し、その一環として 2001 年末に先端施設の本部棟が完工され、これまで以上に支援体制が整えるようになる。最大の特徴は第 1、2 実験（試験）生産工場である。現在では他の TP でも実験生産工場を持っているところが多いが、慶北テクノパークが最初である。また TBI（Technology Business Incubator、技術創業保育事業）棟が 2002 年上半期に完工する予定である。入居企業が試作品を研究し生産する第一実験生産工場は、2000 年に 400 坪の敷地に 2 階建ての建物として完工し、すでに繊維、機械分野の 18 社が応募して、繊維機械 4 社、成型 3 社、その他 1 社が入居して生産活動をしている。2001 年には 450 坪に 2 階建ての第 2 実験生産工場が完工、IT 分野及び製造業関連ベンチャー企業を集中育成できる土台ができている。

c.創業保育事業

慶北 TP の創業保育事業（incubating business）は、繊維、自動車、建設業など、低迷している地域基盤産業に新たな突破口を切り開くベンチャー企業を発掘することに焦点が置かれている。同テクノパークの創業保育事業は 1999 年 5 月の事業開始以来 2002 年 3 月まで 126 社のベンチャー企業を立ち上げ、2002 年 3 月現在 74 社のベンチャー企業が創業保育センターに入居している。ベンチャー企業の売上は、99 年 50 億ウォン、2000 年 92.3 億ウォン、2001 年 325 億ウォンである。

慶北 TP の創業保育事業が成功裡に進んでいる理由のひとつに、専門家で構成された「保育ドクター制」という制度の効果がある。アイデア選定から技術指導、経営、連携資金、海外市場開拓、コンサルティングまでおこなう「先端創業保育ドクター」を企業ごとに選定し、指導している。創業企業が抱えているさまざまな問題点を One Stop Service で解決する体制ができている。

特に、同事業は保育事業のスタートアップが終わった育成企業群（例えば、大学の研究

室創業企業または大学創業保育センター創業企業)の再保育に力点をあいている。

創業企業が慶北テクノパークに入居するためには厳しい審査を通らなければならないが、それでも入居をしようとする主な理由は次の三つである。

- (1) テクノパークに入居していること自体が当該企業の信頼度を高める。
- (2) 諸費用が他の民間機関と比べてかなり安い。
- (3) 大学内にあるため、研究者との意見交換、実験機器の利用、図書館、食堂などの大学施設の利用ができる。

d. 優位性特化事業

慶北 TP の優位性特化事業として「既存企業のベンチャーへの転換」に関する二つの事業があげられる。

第 1 に、成型技術専門研究センターである。嶺南大学の機械工学科が全国の大学評価で最優秀学科に入ったこともあり、国家事業として他の分野より優位性が確保されていることがあげられる。また、慶北テクノパークがある慶山市は大邱広域市の衛星都市であるため、大規模な工業団地が多い。工業団地内の多くの企業は小規模零細企業が多いため、高額の実験機材に対する需要が高かった。それで、地域企業にアンケートを取り、最も需要の高かった機械を慶北テクノパーク内に設置しておくことにより多くの地域企業の要望に答えているし、それ自体が他のテクノパークではあまり前例のない事業であった。業種としては、金型産業が多いため、従来の製造業中心のベンチャー企業育成が慶北テクノパークの最大の特徴とも言えよう。

第 2 に、(財)韓国繊維機械研究所(KOTMI=Korea Textile Machinery Research Center)の設立である。大邱・慶北の基幹産業である繊維及び機械に対する企業のイノベーションを志向する目的で 2003 年 7 月中に竣工した。地上 3 階、地下 1 階規模で 2004 年までに 115 億ウォンの予算が投入³¹された。同研究所は、研究棟施設と 54 種類の各種先端実験設備などを整備し、現在 80%ほど輸入に依存している繊維機械分野の新技术開発及びその普及の牽引車になると期待される。さらに、現在ソウルにある韓国繊維機械協会の慶山市内への移転と韓国機械研究院及び機械産業用ソフトウェアテクノセンター等とのネットワーク体制の構築により、慶山市が繊維機械研究センターを中心に繊維機械産業の中心地として浮上すると見込まれる。

結び

韓国政府は強力なベンチャー企業育成政策を通じて、ベンチャー企業成長に有利な制度的環境をつくりだし、ベンチャー企業の力強いサポーターとなった。1997 年、「ベンチャー特別法」を嚆矢とし、ベンチャー企業育成政策が推進された当初、韓国社会でベンチャー企業が成功できる環境があると思う人はほとんどいなかった。そのなか積極的なベンチャー政策により、ベンチャー創業はできるという雰囲気醸成した点が第一の成果といえよう。制度整備及び規制緩和など多様な施策により、ベンチャー企業の創業及び成長に大

³¹ 2000 年より 4 年間で、政府が 48 億ウォン地方自治体 25 億ウォン、そして民間が 42 億ウォン、計 115 億ウォンを出資し、繊維機械産業の共同研究基盤を構築した。慶北テクノパークホームページ (<http://www.ktp.or.kr/eng/index.html>) より引用。

きく貢献した。これまでの生計型創業が中心だった社会風土から起業家型創業へと、創業活力の質的な改善に大きく寄与したといえよう。

しかし、一方で投融資政策資金に重きをおいた過度な支援需要を誘発したという批判も強く、2002年にはベンチャー特別法が改正され、ベンチャー確認基準が強化された。

今後のベンチャー活性化には企業家型ベンチャー創業（entrepreneurial startups）の活力とベンチャーキャピタル産業の発展は技術・創業・資本間の相互連携を強化する必要がある。

地方においてはテクノパークが地域革新システムのインフラとして形成されてきた。六年余の事業期間中、導入段階、発展段階をへて、自立段階にさしかかってきた。地域革新システムのハード面の要素を完備してきたといえる。今後、地域の実質的な産業ニーズに根をはった事業構造を創り出さなければならない。そのためには産学官や外国企業とのネットワーク（リンケージ³²）づくりが重要となる。大きな成果をあげることを期待しながら今後の推移をフォローしたい。

³² グローバルに編成された産業リンケージ、チェーンにどのように参加するかが、中小企業の発展を左右しはじめている。小池洋一・川上桃子編[2003]『産業リンケージと中小企業 東アジア電子産業の視点』参照。

参考文献（本文中に引用した文献のみ）

日本語文献

- 清成忠男[1996]『ベンチャー・中小企業優位の時代』東洋経済新報社
小池洋一・川上桃子編[2003]『産業リンケージと中小企業 東アジア電子産業の視点』アジア経済研究所
高橋哲郎[2003]「韓国におけるベンチャービジネス育成の現状と富山県産業との交流のフィージビリティー - 国際的地域間経済交流の事例研究 - 」『東経学会誌』233号所収
中小企業庁[2000]『2000年版中小企業白書』
富山国際大学地域学部地域交流センター[2002]『富山・韓国・ロシアの産業及び交流の可能性研究調査』（富山県委託調査事業）
柳孝一[2004]『ベンチャー経営論』日本経済新聞社
山崎朗[2003]「地域産業政策としてのクラスター計画」石倉洋子他編『日本の産業クラスター戦略』有斐閣所収

韓国語文献

- 産業研究院[2001]『ベンチャー企業育成促進地区発展方案』
ソンソミ[2001]『韓国のベンチャー 評価と展望』比峰出版社
中小企業庁[2003]『2003年度ベンチャー企業精密実態調査』
中小企業庁・産業研究院[2000]『ベンチャー企業地方化推進戦略』
チョドヒ[2002]『ベンチャー産業の成果と課題』産業研究院
ヤンヒョンボン[2004]「創業保育政策の運用実態および発展方案」『月刊 KIET 産業経済』通巻 65 号所収

参照 URL（本文中に引用したURLのみ）

- INVEST KOREA (<http://www.investkorea.org/>)
韓国中小企業庁(<http://www.smba.go.kr/>)
慶北テクノパーク(<http://www.ktp.or.kr/eng/index.html>)
大邱テクノパーク(<http://www.ttp.org/>)
ベンチャーネット(<http://www.venturenet.or.kr/>)

表1 - 1 ベンチャー企業育成に関する特別措置法の主要内容

	主要内容
目的	<ul style="list-style-type: none"> ベンチャー企業の創業促進 既存中小企業のベンチャー企業転換
ベンチャー企業確認制度	表1 - 2 参照
資金供給	<ul style="list-style-type: none"> 年金基金、保険運用資金の10%範囲内でのベンチャー企業投資許容 韓国ベンチャー投資組合(KVF)結成運用 タサンベンチャー(株)(政府系ベンチャー支援企業)設立 外国人の出資および株式取得制限に対する特例 公正取引法出資総額制限例外認定範囲拡大(20 30%) 株式会社設立資本金(2,000 万ウォン)、株式券面額(100 ウォン)特例 ベンチャーキャピタル資本金と積立金総額の10倍内での私債発行特例 ベンチャー企業および(個人)投資組合に対する租税減免 ベンチャー企業に対する技術信用保証基金の優先保証支援など
技術開発および 人力供給	<ul style="list-style-type: none"> 中央政府および投資機関の技術開発支援計画樹立、遂行(ベンチャー企業に対する出捐および補助優先) 大学教授、研究員の3年内の創業休職および兼職許容 ベンチャー企業にストックオプション
立地供給	<ul style="list-style-type: none"> ベンチャー企業専用公団の指定および開発 ベンチャー企業集積施設の指定 実験室工場設置承認特例 創業保育センター入居ベンチャー企業の都市型工場設置許容 ベンチャー企業育成促進地区指定(2000 年 1 月本条新設)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ベンチャー企業に対する経営、技術情報など提供 個人および組合に対するベンチャー企業情報など提供 ベンチャー企業活性化委員会設置および運用
有効期間	・2007 年 12 月 31 日

資料:ベンチャー企業育成に関する特別措置法 チョドヒ[2002]より引用

注:大学教授、研究員の休職およびベンチャー企業専用公団、ベンチャー企業集積施設などに対する規定は有効期間の満了後でも法律の継続適用を受けられるよう経過措置をとる。

表1 - 2 ベンチャー企業の確認要件

確認類型	1段階	2段階
ベンチャーキャピタル投資企業	技術及び経営革新能力評価優秀企業	ベンチャーキャピタルの株式投資金額が資本金 10% 以上で、6ヶ月以上その投資割合を維持した企業
研究開発投資企業		年間研究開発費の割合が業種別 5～10% 以上で、年間研究開発費が 5,000 万ウォン以上の企業
新技術企業		次のような技術による事業が、ベンチャー評価機関から優れていると評価された企業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特許権 ・ 公共機関移転技術 ・ 租税減免の対象になる高度技術及び外国人投資促進法により取り入れた技術 ・ 政府出資開発事業による技術

資料：韓国中小企業ホームページ (<http://www.smba.go.kr/>)

表1 - 3 韓国におけるベンチャーの定義（旧）

ベンチャーキャピタル投資型企業	創業投資会社、新技術事業金融業会社、または韓国ベンチャー投資組合など、韓国内のベンチャーキャピタルからの投資総額が資本金の20%以上の企業
研究開発集約型企業	研究開発費が年間総売上額の5%以上の企業
特許、新技術型企業	特許権実用新案権および技術開発事業による売上額(輸出額)が総売上額の50%(25%)以上の企業
ベンチャー評価優秀型企業	ベンチャー企業評価機関から技術性または事業化能力が優秀だと評価された企業

出所：高橋哲郎[2003]

表 1 - 4 ベンチャー企業確認要件の改正点

ベンチャー企業確認要件:革新能力評価点数が 50 点以上で三つ類型別要件(~)のうち
どれか一つを充足する企業

ベンチャー投資企業:投資額率維持期間適用(融資形態で運営された転換社債および新
株引受権付き社債は除外)

改正前:

ベンチャーキャピタルの投資金額が資本金の 20%以上である企業

改正後:

ベンチャーキャピタルの株式投資金額が資本金の
10%以上である企業かつ確認申請直前 6 月以上投資額率を維持

研究開発企業:最小研究開発費(5 千万ウォン以上)導入

創業後 3 年未満企業は R&D 比率を適用しない。創業 1 年以内企業の場合には 2 分期研究開
発費 2 千 5 百万ウォン以上要件を適用

改正前:

年間 R&D 比率が業種別 5% ~ 10%以上である企業

改正後:

年間 R&D 比率が業種別 5% ~ 10%以上である企業かつ年間研究開発費が 5 千万ウォン以上

新技術企業:実用新案権・認証技術などを除いて、売上額基準の代わりにベンチャー企業評
価機関の評価を追加

改正前:

次の技術による売り上げが総売上額の 50%以上である企業

-特許権・実用新案権

-公共機関移転技術

-外国人投資促進法により、導入された技術

-政府外郭・融資・認証技術

改正後:

次の技術による事業がベンチャー評価機関から優秀なことに評価を受けた企業

-特許権

-公共機関移転技術

-租税減免される高度技術および外国人投資促進法により導入された技術

-政府外郭開発事業による技術

資料: 中小企業庁ホームページ (<http://www.smba.go.kr/>)

表 1-5 確認ベンチャー企業数

(単位:企業数)

	1998	1999	2000	2001	2002	2003
確認ベンチャー企業数	2,042	4,934	8,798	11,392	8,778	7,702

資料:韓国中小企業庁

図 1 - 1 ベンチャー企業確認制度の改正



資料: 中小企業庁ホームページ (<http://www.smba.go.kr/>)

表2 - 1 ベンチャー企業の業種別分布

(単位:企業数、%)

ベンチャーキャピタル 投資企業	研究開発投資 企業	新技術企業	計
1,935(33.9)	1,760(30.8)	1,525(26.7)	5,707(100.0)

資料: 中小企業庁[2003]p.30

表2 - 2 ベンチャー企業の地域別分布

(単位:企業数、%)

ソウル・仁川・ 京畿道	釜山・慶尚 南道	大邱・ 慶尚北 道	全羅道・ 済州道	大田・忠清 道・江原道	計
4,375(76.0)	465(8.1)	385(6.7)	220(3.8)	315(5.5)	5,760(100.0)

資料: 中小企業庁[2003] p.27

Characteristics of Venture Companies in the ROK and Strategies for Regional Innovation System

The Outcomes and Limits of the ROK's Policy for Promoting Venture Companies
(Summary)

Tetsuro Takahashi
Faculty of Regional Science
Toyama University of International Studies

Since the financial crisis of 1997, a strong awareness has developed, concerning the emergence of new companies that will play a leading role in the economy of the ROK in the future and the switch to knowledge-based industries. In particular, policy-based support for venture companies has been enhanced.

Section I focuses on the ROK's policy for promoting venture companies, examining its outcomes and problems. With regard to the government's proactive policy on promoting venture companies, the Law on Special Measures on the Promotion of Venture Companies (hereafter abbreviated to 'the Special Venture Company Law'), which was enacted in August 1997, is important, as it is the basic law governing this field. The main content of this law is reviewed in this paper. This law introduced a "venture company verification system", under which venture companies that qualify for support are accredited (verified) by the government. Generous policy support is provided to venture companies that have been accredited and verified. It is precisely this system that characterizes the ROK's venture companies. This paper examines its merits and demerits.

When the policy for promoting venture companies was first developed, hardly anyone thought that the ROK's society provided an environment in which venture companies could succeed. It is highly praiseworthy that this proactive policy on venture companies has fostered an atmosphere conducive to the establishment of venture companies and that, by means of a diverse range of measures, such as developing institutions and easing regulations, it has made a significant contribution to the establishment and growth of such companies. In addition, it has contributed considerably to a qualitative improvement in the vitality of business creation, changing the social climate from one in which only operating businesses were created to one with more entrepreneurial startups.

However, on the other hand, criticism that the system induces excessive demand for assistance was widespread, including among researchers from government think-tanks, from when the system was first introduced. In response to such criticism, the Special Venture Company Law was amended in 2002 and the standards for checking venture companies were tightened up.

Section II examines the current status of venture companies in the ROK, focusing mainly on the Fiscal 2003 Precise Fact-Finding Survey of Venture Companies. This illustrates the current status of venture companies from a variety of angles, including the number of

companies, their distribution among industrial sectors, their distribution by region, the speed of their growth, their technological level, their financial situation and the characteristics of their founders.

Section III considers the role played by the policy for promoting venture companies in regional economic revitalization, examining the buildup of venture companies in provincial areas, principally techno-parks – from the perspective of constructing a “regional innovation system”. Focusing on specific examples, it looks at the outcomes of the Daegu Techno-park and the Kyungbuk Techno-park projects over the last six years or so. Both techno-parks have passed through the introductory and developmental phases and are now approaching the independent stage. They have apparently completed the development of the tangible elements of a regional innovation system.

Two points are made in conclusion. Firstly, an infusion of dynamism into entrepreneurial startups and the development of a venture capital industry will be absolutely imperative in order to revitalize venture companies in the future. In particular, it is necessary to reinforce linkages between technology, startups and capital.

Secondly, a business structure rooted in the actual industrial needs of regions must be created. In order to do this, it is vital to build networks (linkages) that unite the worlds of industry, academia and government, and embrace foreign businesses.